Ⅴ　繰上償還に伴う行政改革推進効果

1　主な課題と取組及び目標

課　題	取 組 及 び 目 標
1　税収入の確保	Ⅳ　行政改革に関する施策の４に記載のとおり、平成２０年度より歩合制徴収嘱託員の導入や、機構改革により納税課、税務課を統合し、組織強化による電話催告・臨戸徴収の充実を図るのとに加え、課税客体の的確な把握・賦課に努める。
2　職員数の純減や人件費の総額の削減	Ⅳ　行政改革に関する施策の２　○　地方公務員の職員数の純減の状況に記載のとおり、集中改革プランによる職員の削減計画に基づき職員数及び人件費の削減を行っている。
3　物件費の適正化	Ⅳ　行政改革に関する施策の３に記載のとおり、ＰＦＩの活用による小学校管理費の節減や事務用品、庁舎管理費等一般行政経費について、更なる節減に努める。

注　必要に応じて行を追加して記入すること。

2　年度別目標

（単位：人、百万円）

課　題	項　　目	実　績					計画前５年度 実　績	目　標					計画合計
		平成15年度 (計画前５年度) (決　算)	平成16年度 (計画前４年度) (決　算)	平成17年度 (計画前３年度) (決　算)	平成18年度 (計画前々年度) (決　算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)		平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第２年度)	平成22年度 (計画第３年度)	平成23年度 (計画第４年度)	平成24年度 (計画第５年度)	
	職員数	282	283	284	282	278		283	281	279	278	277	
	増減数	282	1	1	△ 2	△ 4	278	5	△ 2	△ 2	△ 1	△ 1	△ 1
	職員数のうち一般行政職員数	221	222	228	227	226		232	230	228	228	228	
	増減数	221	1	6	△ 1	△ 1	226	6	△ 2	△ 2	0	0	2
	職員数のうち教育職員数	53	53	48	47	44		44	44	44	43	42	
	増減数	53	0	△ 5	△ 1	△ 3	44	0	0	0	△ 1	△ 1	△ 2
	職員数のうち警察職員数	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員数のうち消防職員数	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員数のうち技能労務職員数	8	8	8	8	8		7	7	7	7	7	
	増減数	8	0	0	0	0	8	△ 1	0	0	0	0	△ 1
	実質公債費比率	－	－	13.4	13.3	13.3		13.3	13.7	13.6	14.0	14.1	
	増減					0.0	0.0	0.0	0.4	△ 0.1	0.4	0.1	0.8
	地方債現在高	16,387	17,650	17,285	16,842	16,186		15,631	15,237	16,276	15,379	14,560	
	増減		1,263	△ 365	△ 443	△ 656	△ 201	△ 555	△ 394	1,039	△ 897	△ 819	△ 1,626
1	税収入の確保	5,877	5,884	5,967	6,325	6,783		6,800	6,860	6,870	6,885	6,885	
	改善額	△ 35	△ 28	55	413	871	1,276	17	77	87	102	102	385
2	人件費(退職手当を除く。)	2,090	2,105	2,160	2,112	2,134		2,140	2,120	2,100	2,090	2,080	
	改善額	△ 31	△ 46	△ 101	△ 53	△ 75	△ 306	△ 6	14	34	44	54	140
3	物件費の適正化	1,885	1,846	1,814	1,725	1,905		1,892	1,850	1,850	1,860	1,860	
	改善額	△ 64	△ 25	7	96	△ 84	△ 70	13	55	55	45	45	213
	改善額												
	改善額						0	0	0	0	0	0	
	改善額		0	0	0	0		0	0	0	0	0	
					計画前５年間改善額　合計		900				改 善 額　合　計		738

（参考）補償金免除額	

注１　歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

２　「課題」欄については、「１　主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

３　各年度の「職員数」欄については、地方財政状況調査表の作成時点（翌年４月１日時点）の職員数を記入すること。

４　「改善額」については、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前５年度の間に実施したものに限る。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が財政健全化計画の計画期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

５　計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前５年間の改善額の合計については「計画前５年間実績」欄に計上すること。

６　「計画前５年間改善額　合計」欄及び「改善額　合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

７　４による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前５年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前５年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前５年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

８　「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「５　繰上償還希望額」に記入した「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の地方公共団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る財政改善効果を示す必要があるので、計画策定にあたっては予め留意すること。）。

９　必要に応じて行を追加して記入すること。